

島根あさひ社会復帰センター運営事業におけるモニタリング結果表(令和元年度)

1 各運営業務の履行状況

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		システムへの誤入力, 検査業務の疎漏など
維持管理		該当なし
運営業務	総務	郵送物の誤発受, 交通事故(物損)の発生
	収容関連サービス	食事への異物混入, 食事提供時間の遅延など
	警備	アラーム発報の際の確認の遅滞
	作業	該当なし
	教育	教育プログラムの疎漏
	医療	歯科診察の疎漏
	分類事務支援	該当なし

2 違約金の対象となる事実

該当なし

3 功績のあった事実

矯正広報の実施, 設備の追加整備など

4 全体的な傾向

<p>事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく, 減額ポイント計上に至った事実の多くは, 業務の疎漏によるものであった。ただし, 要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため, 実害は生じていない。</p> <p>また, 功績事実としては, 地域行事における積極的な広報の実施, 新たな設備の追加整備を行うなど, センターの良好な運営に対する貢献があった。</p> <p>全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。</p>
